

【公示】

本競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)公認のもと、国際モーターサイクリズム連盟(FIM)国際競技規則に準拠して、2017年 MFJ 国内競技規則、及びその詳細を制定し、2017オートポリス共通規定に基づいて開催される。全ての競技参加者はこれらの規則に精通しこれを遵守することとともに、主催者及び競技役員への指示に従うものとする。

第1条 共通規定の制定

2017年度オートポリスインターナショナルレーシングコース・SPA 直入コースで開催される2輪競技会において、各競技会に共通した項目をまとめた本共通規定を遵守しなければならない。また、主催者、競技役員への指示に従う義務を負うものとする。

第2条 大会名称

- 九州モーターサイクルフェスタ2017(全日本ロードレース選手権シリーズ第5戦)
- スーパー2&4レース (全日本ロードレース選手権シリーズ第7戦)
- 九州ロードレース選手権シリーズ
- ONE&TWOフェスティバル
- オートポリス Under250オープン4時間耐久
- ビレリカップ

第3条 主催者及び連絡先

■九州選手権 オートポリス倶楽部 (株)オートポリス 主催者住所 〒877-0312 大分県日田市上津江町上野田 1112-8 TEL: 0973-55-1111 FAX:0973-55-1113	◆ONE&TWOフェスティバル ONE&TWOクラブ 主催者住所 参加受付事務局 モト・スポルト・ヒロセ 〒862-0963 熊本県熊本市南区出仲間 7 丁目 14-1 TEL:096-379-8355 FAX:096-379-8366
---	---

第4条 開催場所

オートポリスインターナショナルレーシングコース
 (4.674km 右回り)
 大分県日田市上津江町上野田 1112-8

第5条 開催日程、開催クラス並びに申込期間

開催日	競技会名称	受付～最終〆切り日	耐久	九州ロード					併催	会場
			Under250	JSB	ST600	J-GP3	JP250	S80		
参加料(税込)			I・N・F・J	I・N	I・N・F・J	I・N・F・J	I・N・F・J	I・N・F・J		
6月4日	2017九州ロードレース選手権シリーズ第2戦 ONE&TWOフェスティバル春の大会	4月25日(火)～5月16日(火) 16,500円/S80・・・14,500円	-	○	○	○	○	○	AP	
6月24・25日	全日本ロードレース選手権シリーズ第5戦 MFJcupJP250第4戦	5月16日(火)～5月25日(木) JSB/30,800円:その他クラス/20,500円	-	全日本開催クラス JSB・J-GP2・ST600・J-GP3・JP250					-	AP
8月6日	2017九州ロードレース選手権シリーズ第4戦 Under250オープン4時間耐久・ビレリカップ	6月27日(火)～7月18日(火) JSB:16,500円/耐久:50,000円/ビレリ:21,600円	○	○	-	-	-	-	AP	
9月9・10日	全日本ロードレース選手権シリーズ第7戦(JSB)	8月2日(火)～8月11日(木) JSB1000/30,800円	-	全日本開催クラス SF・JSB					-	AP
10月29日	2017九州ロードレース選手権シリーズ第7戦 ONE&TWOフェスティバル秋の大会	9月19日(火)～10月10日(火) 16,500円/S80・・・14,500円	-	○	○	○	○	○	AP	

※ONE&TWOフェスティバル・・・九州ロードレース選手権と同日開催。
 ※混走クラス・・・別賞典、別タイトル。出走台数により、単独開催の場合があります。
 ※J-GP3にて NSF250R challenge、JP250にて CBR250R Dream cup、S80 併催。
 ※ビレリカップ・・・九州ロードレース選手権第4戦と同日開催。

第6条 参加資格

ライダー

- 当該年度有効なMFJ競技ライセンスを所持している者。
- ライセンスは参加申し込みの時点で当該年度に有効なMFJライセンスでなければならない。
- 20才未満のライダーは親権者の承認を必要とし、その証明として参加申込書の該当欄に親権者の署名、印鑑登録されている実印の捺印、印鑑証明書(承諾書提出日より3ヶ月以内のもの)を添付しなければならない。

ピットクルー

- 当該年度有効なMFJピットクルーライセンスを所持している者。
- 走行中のライダーに対し、ピットサインを送るピットクルーは指定のクレデンシャルパスをつけ、ピットサインエリアでサインボードを表示することができる。
- ピットサインを送るためにピットサインエリアまで出入りする際には最短距離で横断し、ピットサイン及びピットアウトする車両に十分注意するとともに車両の走行を妨げてはならない。
- 車両に対する作業を実施できる人員は当該大会に登録した者に限られ、他チームや他の車両に対する直接の作業や作業の補助などの応援は一切許されない。但し、特別な事情により、他の車両に登録済みのピットクルーを当該ピット作業員として登録する場合は書面にて大会審査委員会の承認を得なければならない。

- 参加申込が受理された後にピットクルーを変更する場合は、参加受付時競技会事務局に届けなければならない。変更の際には変更手数料「1,000円(税込)/1名」が必要。なお、参加申込時に記載のピットクルー数に追加することはできない。

第7条 参加申込

- 参加申込は大会特別規則書に決められた締切日までに**参加申込書・車両仕様書**を漏れなく正確に記入し、**参加料**を添えてオーガナイザー宛に提出されなければならない。FAX等での申込や参加料が不足している状態は**参加申込が完了したとは認められない。**
- 参加申込台数が規定決勝出走台数より多い場合は、「参加申込書・車両仕様書・参加料」を完全な状態で提出された中から先着順で受付とし、規定決勝出走台数に達したところで申込を締め切る。また、前回までの参加成績及び実績等を考慮し申込受付が出来ない場合がある。
- 参加クラスの申込台数が3台(国際・国内合わせて)に満たない場合、当該クラスのレースは開催されない。**
- エントラント、ライダーおよびピットクルーは参加申込に際し、参加申込用紙の誓約文に署名しなければならない。
- 参加申込書発送の証明は受理の証明として認められない。
- 正式受理後に参加を取り消す者には参加料の返金はない。
- 参加を拒否された者に対して参加料全額が返還される。

第8条 受理書、クレデンシャルパス並びに車両通行証

- 参加申込が正式に受理された参加者には「正式参加受理書・クレデンシャルパス・車両通行証・公式通知・その他」が郵送される。
- 正式参加受理書同封物には指定登録されたライダー、ピットクルーなどのクレデンシャルパスが郵送される。又、クレデンシャルパス並びに車両通行証の有効期限は当該競技会日のみとする。但し、全日本ロードレースシリーズAP大会のパス有効日は大会特別規則又は公式通知に示す。
- 参加者のサービスカー(トランスポーター車両も含む)は、大会組織委員会が交付する車両通行証を車両のフロントウィンドに貼付しておくこと。この車両通行証は「パドック内留め置き許可車両」としても取り扱うので注意すること。但し、全日本ロードレースシリーズAP大会についてはARTとの協議の上決定される。
- 参加者・ライダー・ピットクルー等は大会組織委員会から発行されたクレデンシャルパス、車両通行証を常時、明瞭に確認できる様、必ず携帯もしくは貼り付けておかなければならない。
- 車両通行証は原則として参加車両1台につき1枚とする。
- 交付されたクレデンシャルパス、車両通行証は他に貸与したり転用してはならない。
- クレデンシャルパス、車両通行証の紛失、破損等した場合は大会事務局にて手続きを行い再発行を受けること。但し、再発行手数料2,000円を必要とする。
- クレデンシャルパス、車両通行証を偽造した場合は、当該ライダーに失格を含む罰則が科せられる。

第9条 主催者の権限

- 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ライダー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- ライダーに対して指定医師による健康診断を要求し、競技出場の健康上の資格について最終決定することができる。
- 競技車両番号の指定、ピット割当などにあたっては各参加者の優先順位を決定することができる。
- 賞典を適宜に追加することができる。
- 大会スポンサーの広告を競技車両に貼付させることができる。
- やむを得ない理由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの氏名登録または変更について許可することができる。但し参加料・参加申込書・車両仕様書が完全に揃った状態で提出され、競技会事務局長によって受理されたものに限る。
- すべてのエントラント、ライダー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像、レース結果などに関し、主催者は報道、放送、出版などの権限を有し、主催者が許可した場合、この権限を第三者が持つこともできる。

第10条 ライダーのエントリー、変更並びにダブルエントリー

- 受理書発送後のライダー変更は認められない。
- ライダーの同一競技会の他クラスへのダブルエントリーは認められるが、一つの競技がもたらす次の競技への影響については一切考慮されない。
- ダブルエントリー車(同一車両)を同一競技会の複数クラスに使用する場合、いずれのクラスの車両規定に合致していること。尚、同一車両を複数のライダーが使用することはできない。(耐久レースは除く)
- ダブルエントリー車で、一つのクラスの車両保管中に他のクラスに出走する必要がある場合には、競技監督の許可を得て他のクラスに出場すること。又、その車両の部品交換が生じた場合は、その都度、車検長に前もって申し出て、部品交換後、検査に合格しなければならない。

第11条 チーム名

- チーム名は20文字以内とする。20文字を超えるものは削除または短縮する。(プログラム掲載は20文字全記載、タイミングモニター、リザルトでは切れる場合があります。)
- 参加申込み時点で登録したチーム名を変更する場合は、変更手数料1,000円と必要書類を添えて競技会事務局長宛に提出すること。
- スポンサー名等を含むチーム名は参加申込みの車両名登録の際、所定の欄に記入して競技会事務局の了承を得なければならないが、オーガナイザーが発行または発表する公式プログラム、公式結果発表書類や場内放送などに特別な車両呼称を強要することはできない。
- 公序良俗に反するものであってはならない。

第12条 参加者の遵守事項

- エントラントは自分が指名したチーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲストに対して諸規則の遵守と安全の確保について徹底させておく義務があり、これらの人々の言動や事故について、その最終的責任を負わなければならない。また、チーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲスト自身も同様にそれぞれの責任を負うものとする。
- 競技出場の義務
参加が正式に受理されたエントラントは、チーム監督、ライダー、ピットクルーとともに必ず競技会に出場する義務を負うものとする。尚、エントラント本人が出場できない場合は必ず書面をもって代理人を指名することができる。代理人は当該レースに出場する資格を有していなければならない。競技会事務局長の許可を得なければならない。
- 施設に対する損害賠償義務
エントラントは、自分が指名したチーム監督、ライダー、ピットクルー並びにゲストなどが施設の器材、備品、消耗品、車両などに損害を与えた場合や消耗した場合はその原因の如何を問わず補償の責任を負うものとする。
16才未満の者はピットエリア、サインボードエリアへの出入りは禁止される。
- 競技車両及びオーガナイザーが特に認めた車両を除き、レース場のいかなる場所においても自動車登録番号(ナンバープレート)が無い車両は使用が禁止される。
- エントラント及びライダーなどのチーム関係者は競技監督及び審査委員会によって事情聴取などを受けるか、もしくは受けた場合は指示があるまでサーキットを離れてはならない。やむを得ない理由により代理人を残す場合は審査委員会の承認を得なければならない。
- 常にスポーツマンとしての態度を保ち、公正に行動し、言動を慎むものとする。
- 薬品などによって精神状態をつくろってはならない。また、酒気を帯びてはならない。
- 許可された区域以外での喫煙が禁止される。※当該喫煙者に対して大会期間中のパドック内への立ち入りを禁止される場合がある。
- オーガナイザーや大会後援協力者、審査委員会、サーキット従業員など大会関係者の名誉を傷付けてはならない。

- 11) 使用したピットは終了後清掃し、使用済みタイヤ、部品、廃油等はパドック等に放置せず、参加者が必ず持ち帰ること。放置した場合は不法投棄とみなし、罰則が適用される。
- 12) 競技会期間中、コンクリートウォール上デブリフェンス等への立ち上がりや、乗り越える等の行為を一切行ってはならない。

第13条 参加車両

- 1) 参加車両については大会特別規則にて規定される。
- 2) 車載カメラ搭載を希望するエントラントは車両仕様書に詳細を記入し、公式車両検査時、取付に関する車検長の許可を必要とする。**又、撮影された映像は個人鑑賞に限られ、その他の使用に際しては大会組織委員会の許可を必要とする。**

第14条 参加受付

- 1) 参加申込みが正式に受理されたライダーは大会前日または当日に行われる参加受付・書類検査を受けなければならない。受けない場合は出場を拒否される。また遅刻した場合も審査委員会が不可抗力による事情と認めた場合を除き出場を拒否する場合がある。
- 2) 特に指示がない限り、参加受付時に以下の書類を提示すること。
 - ① 正式参加受理書
 - ② 当該年度有効なMFJエントラントライセンス ※(全日本ロードレース大会においてエントラント登録されているチーム。)
 - ③ 当該年度有効なMFJライダーライセンス
 - ④ 当該年度有効なMFJピットクルーライセンス ※(全日本ロードレース大会においてエントラント登録されているチームは除く。)

第15条 公式車両検査

公式車両検査に車両を提示することは、当該車両が全ての規則に適合していると申請しているものとみなされる。また、一度公式車両検査に合格した車両で有っても、レース後の再車両検査や次大会の公式車両検査に合格することを保証するものではない事を承知しなければならない。

- 1) 公式通知で示されたタイムスケジュールに従って所定の場所にて車両検査を受けること。また、これ以外の検査は競技監督が特に認めた場合以外は認めない
- 2) 下記に示すとおり検査物は①～⑦、提出書類は⑧
 - ① ヘルメット(MFJ公認ロードレース用)MFJ 公認マーク付
 - ② ヘルメットリムーバー
 - ③ ブーツ
 - ④ グローブ
 - ⑤ レーシングスーツ。(MFJ公認ロードレース用)MFJ 公認マーク付(名前はカタカナで記入。)
 - ⑥ チェストガード。(胸部保護プロテクター)レーシングスーツへ脊椎プロテクションの装着が無い場合、別体の脊椎プロテクション。
 - ⑦ 競技車両 (トランスポンダーの取り付け及び、アンダーカウルを取り外し、外したアンダーカウルを持参すること)
 - ⑧ ガソリン購入証明書。(購入時のレシートを証明書とする。)
※ヘルメット等の装備品は複数持込検査可能。
※車検時と異なる車両、装備品をレースに使用した場合は罰則が科せられる。
- 3) ナンバープレートは2017MFJ国内競技規則付則4. ロードレース競技規則8. ナンバープレート規定及び9、ゼッケンナンバー規定に従うこと。なお、地方選手権インタークラス、国際ライセンス所持者のナンバープレートについては、付則5全日本ロードレース選手権大会特別規則13ゼッケンナンバー13-5全日本選手権(ナンバープレート)規則を適用しても良い。
- 4) 競技車両番号は公式車両検査、公式予選、決勝レースを通じて保持しなくてはならない。公式車両検査を受けない車両、あるいは検査の結果、参加が不適当と判断された車両はレース参加を拒否される。
- 5) 競技車両番号の判読が困難であり、不適切であると車検長もしくは計時長、コース長が判断した車両については競技番号の修正が命じられる。これに従わない場合はタイム測定を拒否される場合がある。
- 6) 車検長は公式車両検査の時間外であっても随時車両等の検査を行う権限を持ち、この検査に応じないエントラントに対しては罰則が適用される。
- 7) 車両には、他の車両との接触等の場合にレバーが作動しないように各レバーへ、**レバープロテクション**を装着する事を**推奨**する。ただし、スロットルグリップの作動に支障がないように注意する事。

第16条 フロントゼッケン

- 1) フロントゼッケン貼り付け位置については、センターまたは車体左側とする。計時がコース左側となる為。(なお、フロントゼッケンを左右に貼り付けることも可能。ただし、左右単独で判別できるよう間隔を取る事。)

第17条 トランスポンダー

- 1) 大会主催者より参加受付時に配布される「トランスポンダー」を取り付けなければならない。取付を拒否した場合には出走を認められない。
- 2) 理由の如何を問わず万一破損・紛失した場合、1個につき75,000円が主催者より請求される。
- 3) 取り付け方法は、トランスポンダーの丸穴を上側にし、発信器ホルダーを使用し取り付ける。取り付け場所は、可動部品に干渉せず、発信する電波を妨げない部位に確実に固定すること。

第18条 燃料規定

- 1) 参加車両が大会期間中に使用できる燃料は当該サーキット内ガソリンスタンドで販売されているガソリンとする。
- 2) 燃料をピット内に貯蔵する場合はスクリュエーキャップのついた金属製携行缶2缶を用い、ピット内貯蔵は別段の規定がない場合は40リットル以下とする。また、参加者は薬剤容質量3kg以上の消火器を必ず用意しなければならない。
- 3) 性状表 (2017/1現)

銘柄	プレミアムガソリン	
密度(15℃)	0.7423g/cm³	
オクタン価(リサーチ法)	99.7	
オクタン価(モーター法)	87.3	
蒸気圧(RVP)	88.2	
蒸留性状℃	初留点	29.5℃
	10%	42.5℃
	50%	79.5℃
	90%	134.0℃
	終点	180.0℃
	残油量	0.5%
実在ガム	1 以下	
銅板腐食(50℃ 3時間)	1	

酸化安定度	480 以上
鉛分	検出されない
硫黄分	0.0003%
ベンゼン	0.6%
メタノール	検出されない
エタノール	0.5%以下
灯油分	1%以下
MTBE	0.5%以下
芳香族分(FIA)	38.0%
オレフィン(FIA)	18.0%
色	オレンジ系

- 4) 燃料には添加剤やその他の気体・液体・固体を混入したり、オクタン価を高めたり、燃料の性質を変えるような装置を取り付けてはならない。

第19条 ライダースブリーフィング

- 1) 全てのライダーは公式通知によって示された参加クラスのブリーフィング時間、並びに場所に集合しなければならない。遅刻・欠席者に対しては再ブリーフィングが行われる。その際、再ブリーフィング料として**遅刻「2,500円」欠席「5,000円」**が必要となる。(地方選手権)止むなく欠席する場合は、チーム責任者が事前に書面にて申請し、競技監督の許可を受けなければならない。
- 2) 上記1)に定めた者及び審査委員会が認めたもの以外の入室または出席は認めない。
- 3) 競技監督は必要に応じ、ブリーフィングを開催することが出来る。その場合は適切な方法で開催場所・時間を告知され、該当者は全員出席する事。欠席者等の扱いは上記1)の扱いとなる。

第20条 ピットボックス及び作業エリア

- 1) メンテナンスなどの理由により複数の車両を同一ピットで使用する希望がある場合は参加申込み時にその旨を競技会事務局長宛に書面にて提出しなければならない(電話等での連絡は無効)。尚、希望のない場合は競技車両番号によりピットボックスを割り当てる。
- 2) 電気消費量の多い器具はピット内電源の使用を禁止する(1ピットあたり15アンペアまで)。それ以上の消費量が必要な場合は各自で電源を用意すること。ピットエリアにおける火気の使用は禁止する。
- 3) ピットボックス内及び作業エリアはブラシ式モーター付き機器の使用や電動工具による切削研磨作業等、火花が発生し発火の危険性を伴う機器の使用および作業は禁止される。
- 4) ピット作業エリアは、指定時間又は使用許可を受けた時以外は使用出来ない。

第21条 スタート前チェック

実施は、各大会で発行される公式通知に記載される。

尚、公式車両検査、転倒等で指摘、改善・修正命令項目がある場合、スタート前チェック実施の際はスタート前チェックにて再車検、スタート前チェックが実施されない際は、指定された時間までに再車検を受け出走許可を得なければならない。

第22条 走行中のライダーの遵守事項

ライダーは2017年MFJ国内競技規則第3章14「競技参加者の遵守事項」はもちろんのこと、下記に示した項目も遵守しなければならない。

走行中のライダーは次の各項を大会期間中の公式予選・フリー走行・決勝レース全てにおいて守らなければならない。

- 1) 公式車両検査に合格した装備品の確実な着用。
- 2) コース走行は、如何なる場合も逆方向に走行してはならない。
- 3) ショートコースの短絡路、サービスロードなどの規定外の走行路を走行してはならない。
- 4) コース上でのグリーン上カットなどは危険な状態を回避する場合を除いて行ってはならない。
- 5) 走行路外に出た車両が本コースに復帰する時は本コース走行車両が優先することを遵守し、後続車両など他車の妨害にならない様、安全を確認しなければならない。
- 6) 車両をコースに沿って押し進めたり、決勝ラインを越えて押し進めたりすることは許されない。
- 7) 競技中、事故あるいは故障などにより以後の走行の権利を放棄(リタイヤ)する場合はその旨を最も近い競技役員に報告しなければならない。その後ライダーはガードレールの外、もしくはコンクリートウォール上に避難しなければならない。理由もしくは時間の如何を問わず、競技役員に報告することなく、そのライダーがコース上において一時的にも車両から離れた場合、レースを放棄したものとみなされる。尚、ライダーが負傷その他やむを得ない事情で報告することができない場合は競技役員の判定で放棄したものとみなされるが、この判定に対する抗議は受け付けられない。
- 8) 緊急の際、競技中に救急車、消防車、競技役員車、レッカー車などサービス車両がコースを走行したり、必要な作業を行うため駐車したり、競技役員がコースに立ち入る場合があることをライダーは承知していなければならない。
- 9) ライダーが自己の意思に反して、またはその他の理由により、やむを得ず車両を停止した場合には当該車両をできるだけすみやかにトラックから移動して後続車両の支障とならないように配慮しなければならない。ライダーが単独で車両を移動できない場合には競技役員がこれを援助することができる。再スタートの方法は、競技役員が安全な場所へエンジンを停止状態で移動後に再スタートができる。再スタートの条件は車両に搭載されたスターターで始動するか又は自力でのエンジン始動ができること。
- 10) 走行中のライダーまたは権限を与えられた競技役員を除き、ピット及びブスターティンググリッド以外に停止している車両に触れることは許されない。
- 11) 何らかの理由の為にレーシングスピードで本線を走行できない場合は、進路方向左側を常に走行し、手または足などで後続のライダーにスロー走行していることを示さなければならない。
- 12) **スタート練習は、公式通知等で指定されたスタート練習区域がない限り、一切行ってはならない。**

第23条 公式シグナル

2017MFJ国内競技規則書付則4. ロードレース競技規則4. 公式シグナルを遵守しなければならない。

第24条 コースへの進入

- 1) ピットアウト車両はピットレーン出口の信号機に従ってコースインしなければならない。信号機は以下のように表示する。

公式予選の場合

- ① 緑灯＝コースインできる。
- ② 青灯点滅＝メインストレート上に走行車両あり。各自の責任においてコースインすること。
- ③ 赤灯＝コースイン不可

決勝レースの場合

- ① 緑灯＝コースインできる。
- ② 青灯点滅＝メインストレート上に走行車両あり。各自の責任においてコースインすること。
- ③ 赤灯＝コースイン不可

- ※セーフティーカー(車両標記はSAFETY CAR)導入の場合は本規定 第31条3)セーフティーカー導入に従うこと。
- コースインする際はピットレーンとメインストレートとを分離するホワイトラインをカットしてはならない。
- コースイン後は、第一コーナー先までコース左側を走行し、本コースメインストレートを走行してきた後続車両の走路妨害をしてはならない。**
- ピットアウト車両はエンジン始動の際、ピットエンドまではピットクルーの補助を受けてマシンを再スタートすることができる。
- ピットアウト車両はピットインしてきた車両に優先権があることを承知しなければならず、また競技役員の指示に従ってピットアウトしなければならない。ピットアウトする場合は、手または足などで合図を行うこと。

第25条 ピットレーンへの進入

- ピットインする場合は走行ラインをコース左側にとり、後続車に手または足などで合図を行った後、安全を確認して最終コーナーポスト前付近のピットレーン入り口のホワイトライン(白色実線)を横切ることなくピットインすること。
- ピットレーンはピット作業エリア(コンクリート部分)と走行路(アスファルト部分)とに分けられ、白色実線と白色実線の間を「補助レーン(加減速レーン)」走行路はシグナルプラットフォームと補助レーンの間を「ファストレーン(走行レーン)」として区分する。ピットイン/ピットアウト車両はファストレーン(走行レーン)を走行することを原則とし、決して補助レーン(加減速レーン)や作業エリアを走行してはならない。
- ピットイン車両及びライダー、ピットクルー等は他の車両の通路を妨害してはならない。尚、ピットクルーの1名は必ず誘導に当たることを怠ってはならない。
- ピットインの際に自ピットを通り越した車両は競技役員の了承を得て、その指示に従って当該車両のピットクルーによって後ろ向きに押し戻し、自ピット作業エリアにつけることができる。如何なる場合も逆走してはならない。
- 大会期間中を通じてピットレーンのスピード制限は60km/h以下とする。違反した場合には罰則を科す場合がある。決勝レース時における違反1回に対してストップ&ゴーペナルティー1回とする。この制限速度に違反した場合、ストップ&ゴーペナルティーの手順が繰り返される。但し、レース終了までにペナルティーが消化できない場合、競技結果に30秒又はそれ以上の加算をする場合がある。

第26条 ピット作業

- ピット作業エリアに出て作業につくことが許されるのは本規定6条(ピットクルー)に示す通り、当該大会に登録された者に限られる。また大会特別規則等で作業人員をさらに制限される場合はそれに従うこと。
- 競技車両がピットインした場合、当該車両のピットクルーは自ピットの作業エリアで作業することができる。なお、ピット作業の場合を除いて、当該車両の部品や工具、燃料補給器具を作業エリアに置くことは禁止される。
- ピット作業エリアで作業中の車両に対して当該ライダーが車両から離れて作業を行うこともできる。但し、各特別規則等で作業人員を制限されている場合はその人数を越えて作業を行ってはならない。
- 給油を行う場合は、必ずエンジンを停止させ車両を自立状態にし、発火に備え消火器を構えた人員を配置する事。
- 作業終了後は、ピット作業エリアに置いてある全ての工具・部品・タイヤ等をかたづけなければならない。
- ピットボックス内に燃料を貯蔵する場合は消防法及び各大会の特別規則等に合致しなければならない。
- ピットボックス内へ競技車両を移動した場合、**決勝レース中においてはリタイヤとみなされる。**

第27条 公式予選

- 予選方法は2017MFJ国内競技規則付則4. ロードレース競技規則15に準拠する。尚、全日本ロードレースJSBクラスについては公式通知に示す。
- 公式予選の義務周回数 は定めない。
- 計測はコースイン2周目から開始される。
- チェッカーフラッグが表示された後に計測された最終周回タイムは有効とする。
- 予選通過基準タイム

全日本選手権 JSB	上位3名の平均タイムの110%以内
全日本選手権 J-GP2・ST600・J-GP3・JP250	トップタイムの110%以内
九州ロードレース選手権・ONE&TWO	トップタイムの120%以内 (ONE&TWOの場合通過基準参考タイムとなる)
- 大会審査委員会は不可抗力によって予選通過基準タイムをクリアできなかったライダーに対して各大会の特別規則に示される決勝出走台数(グリッド数)を超えない範囲で特別に決勝出走を認めることができる。但し、暫定結果発表後30分以内に嘆願書を大会事務局に提出すること。又、決勝レース出走については大会審査委員会で審議の上決定する。尚、決勝出走が許可された場合にはグリッド表にて発表される。
- ウェイトिंगの資格を有する者はウェイトING嘆願書を提出した者の中で予選での上位3名までとする。但し、予選が複数組で行われた場合、総合予選結果順位3名とする。
- 大会審査委員会による正式グリッド発表後は、一切の繰上げ出場は認められない。

第28条 決勝周回数

大会特別規則書並びに、公式通知に示す。

第29条 決勝グリッド

- スタート方式はクラッチスタートとする。但し、耐久レースは除く
- スターティンググリッド
 - 1列に3台とし、各列交互に配列される。
 - 階段状グリッドを使用する。
 - ポールポジション・・・最前列左側とする。
 - ウォームアップラップ開始時、ピットエンドはウォームアップラップスタート後、セーフティーカーが5番ポスト通過後、もしくはウォームアップラップ開始後、ピットエンドがオープンされた20秒後にクローズとなる。ピットエンドクローズまでにコースイン出来なかった車両は、ピットスタートとする。また、コースインしたが、セーフティーカーが定位置に停車するまでに追越すことが出来なかった車両については、ピットインし、ピットスタートとする。
 - スタート合図はグリッド前方シグナルライト(スタートタワー)もしくは日章旗によって行われる。

第30条 反則スタート

- 反則スタートのペナルティーは2017MFJ国内競技規則ロードレース競技規則付則4. 18スタートにおける反則に基づく。
 - 競技結果への30秒、又はそれ以上の加算
 - ストップ&ゴー・ペナルティー
- ストップ&ゴー・ペナルティーが科せられる場合、当該ライダーに対して、コントロールラインより**ペナルティーボード**が提示され、あわせて、競技監督の指示により、13番ポストなど他のポストから追加提示を行う場合がある。
- 公式通知に示された停止場所へ一旦停車すること。但し、ストップ&ゴー・ペナルティーの提示を受けたライダーが規定の一旦停止を行わなかった場合、失格となる。
- ペナルティーが表示されてから3周回以内にペナルティーが実行出来なかった車両については、失格とする。
- 同時に複数の違反が発生した場合、予選タイムに基づき**タイム順**に停止指示の**ペナルティーボード**を出す。また、**ペナルティーボード**は複数同時に提示する場合がある。
- ストップ&ゴー・ペナルティーが実行される前に赤旗中断で再レースとなった場合、再レース開始後停止することを要求される。又、レース終了までにペナルティーが消化できない場合は競技結果に30秒加算、又はそれ以上の加算の場合がある。但し、3周末満で赤旗中断され、レース無効となった

場合にはこのペナルティーは消滅する。ペナルティーを終えていないまま、再レースのスタートでも反則スタートをした場合には当該ライダーは失格となる。※反則スタート以外の反則に対して、ストップ&ゴー・ペナルティーが適用される場合にも上記手順が用いられる。

- ペナルティーは当該ライダーのピットクルーにペナルティーボード並びに競技役員、ピット放送にて通達される。
- 反則スタートの判定に対する抗議は一切受け付けられない。
- セーフティーカー導入の場合、第31条3)に基づき実施される。

第31条 レースの一時停止

- 競技監督は安全上の理由によりレースを一時中断することができる。その場合2017MFJ国内競技規則ロードレース競技規則付則4. 23に基づき次の2つの方法のいずれかを選択することができる。
 - 赤旗
 - セーフティーカーが導入してレースを一時中立化し、スロー走行で先導している間に事故処理を行う方法
- 赤旗提示
 - 全てのポストから赤旗提示される。
 - ライダーはただちにスローダウンし、ピットレーンへ戻らなくてはならない。
 - 赤旗提示時の順位は、前の周を終えた時点**でのものとされる。したがって、赤旗提示にての中断時の順位は**レースを続行していたライダー全員が、赤旗が提示されずにフルラップを完了した時点**でのものとされる。
- セーフティーカー導入時
 - 競技監督の決定により、レースを一時中立化するためにセーフティーカーが使用される。セーフティーカーは、競技参加者またはオフィシャルが危険な状況ではあるがレースを中断するほどではない場合に使用される。セーフティーカーとは、オレンジライトとグリーンライトを装備し、車両後方に「SAFETY CAR」(以下セーフティーカー)と書かれた車両のことを言う。
 - 全てのポストから黄旗振動表示と**SC**(セーフティーカー)と書かれた白いボード(以下 **SC** ボード)が提示され、セーフティーカーの活動が終了するまで保持される。
 - レース中、セーフティーカーはオレンジライトを点灯させながらピットレーンからスタートし、レース先頭車両の位置に関係なくトラック上に合流する。
 - セーフティーカーの後方に隊列を作って整列し低速にて走行する。セーフティーカーからの追い越しの合図がない限りトラック上でのすべての追い越しは禁止される。
 - セーフティーカーは、少なくとも先頭車両がその後方につき、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで活動を続ける。(なお、1台より多いベースカーが活動している時は、当該セーフティーカーが受け持つ区間にいるすべての車両がその後方に整列するまで。)一旦セーフティーカーの後方についたら、レース先頭車両(またはその区間の先頭車両)は車両5台分10m)以内の車両距離で続き、残りの車両はできる限り詰めて隊列を保たなければならない。セーフティーカーが活動中の各周回は、レース周回として数えられる。
 - セーフティーカーは事故処理が終了し、尚且つレースの先頭車両がセーフティーカーの直後につき、残りの車両がさらにその後方に整列するまで走行を続ける。
 - 競技監督から指示があった場合、セーフティーカーと先頭車両の間にいる車両に対しセーフティーカーのグリーンライト等を使ってセーフティーカーを追い越すよう合図する。その際、1台ずつ追い越す合図を確認し追い越す事。合図により追い越しをした車両は最大の注意をもって走行し、他の車両を追い越さず走行し、すみやかに再度セーフティーカー後方の車列につく。
 - 特定の状況下では、競技監督はセーフティーカーにピットレーンを使用することを要請できる。この場合、セーフティーカーはセーフティーカーのオレンジライトが点灯している事を条件として、全車はセーフティーカー後方に続いて追い越しをすることなくピットレーンに進まなければならない。この状況にてピットレーンに入った車両は自己のピット作業エリアに停車する事が出来る。
 - セーフティーカー後方に一旦先頭ライダーが付いた後、先頭ライダーがピットインした場合、先頭ライダーの次に位置するライダーをリーダーとみなし、そのままの隊列で周回を継続する。
 - セーフティーカーが活動中、競技車両はピットインし各自のピット作業エリアに停車してよいが、セーフティーカー導入中にピットアウトする場合は、ピット出口のグリーンライトが点灯されている間のみトラックに再合流することが許可される。トラックに再合流した車両は、セーフティーカーに続く車列にすみやかに合流、もしくはセーフティーカー後方車列に到達するまで他車両を追い越すことなく、車列後方の車両につき走行する。
 - この間スベアマシンのとの交換は認められない。
 - 競技監督が次のコントロールライン又はスタートラインからレースの再開を決定したら、セーフティーカーはオレンジライトを消灯する。この時点でセーフティーカー後方に並ぶ先頭車両が走行ベースを決定する事が出来る。セーフティーカーはその周の終了時点でピットレーンに入る。セーフティーカーがピットレーンに進入すると同時に、全てのフラッグマージナルポストから黄旗振動表示と**SC** ボードは一斉に撤去される。競技再開はスタートタワーのシグナルライトがグリーンライト点灯されることで合図され、同時に**メインフラッグポストのみグリーンフラッグが振動表示**される。ただし、各車両は、**コントロールライン又はスタートライン(ピットレーン含む)を通過するまでは、追い越し禁止とされる。**
 - ※**再スタート時のスタートライン(コントロールライン又はスタートライン)は、各大会の公式通知又は、フリーフィンGにて指示される。**
 - セーフティーカーが活動中にレースが終了した場合、セーフティーカーが先導したままチェッカーフラッグを受ける。

- セーフティーカー導入中のペナルティー

セーフティーカー導入時または導入中にペナルティーの提示は行わない。なお、セーフティーカー導入前にペナルティーを掲示された場合は、セーフティーカー導入中のペナルティーの消化を認める。セーフティーカー導入中にペナルティーを消化しなかった場合及び通告のみのものへ、セーフティーカー活動終了後あらためてペナルティーボードの掲示が行われる。なお、残り周回数不足でペナルティーを消化できなかった場合、最終結果にタイム加算される。

5) 赤旗の手順

- 競技結果が2周以下の場合、全ライダーがスタート出来る。周回数は原則としてもとのレースと同じとする。もし再レースのスタートが不可能な場合、このレースは中止と宣言される。但し、予選があった場合、ポイントは予選結果に基づいて正規のポイントの1/2が与えられる(小数点以下2桁は四捨五入)。
- 競技結果が3周以上、2/3未満(小数点以下切り捨て)であった場合、トップ選手の75%(小数点以下切り捨て)を走行しているタイダーだけが再スタート出来る。レースの最終結果は複数のレースの周回数を合算し、最大数の周回のライダーが優勝者となる。周回数が同数の場合、最終レースの周回数を合算し順位が決定される。周回数が同数の場合、最終レースの結果が優先される。もしレースの再スタートが不可能な場合、1回目のレース結果でレースは完了とし、ポイントは正規のポイントの2/3(小数点以下2桁は四捨五入)が与えられる。
- トップのライダー及びびトップのライダーと同じ周回数を走っていた残りのライダー全員が本来のレース距離の2/3(小数点以下切り捨て)を走行した場合、当該レースは完了とみなされ、ポイントはフルに与えられる。

6) 赤旗再スタート手順(関連上記4)

- マシンの**セッティング変更、部品・タイヤ交換(タイヤ本数規定に抵触する場合は不可)**を含む修理・給油ができる。
 - 登録され車検に合格しているスベアマシンに交換できる。(全日本選手権)
 - また、「2017MFJ国内競技規則ロードレース付則4. 12. 出場車両ならびにマーキング部品の変更」の規定は適用されない。
 - グリッドポジションは本来のレースと同じとする。
 - (ジャンプスタートのペナルティー対象者およびスタートディレイドの原因となり最後尾グリッドへ移動したライダーは元のグリッドにもどる)
 - 再スタートできないライダーのグリッドはそのまま空席とする。
 - 周回数は原則的にもとのレースと同じとする。

（スタートディレイドにより周回数が減算されていた場合、周回数の減算を取り消し、元のレース周回数とする。）

⑥転倒車両を使用する際には、車検長の許可を必要とする。

⑦スタートの手順は通常にサイティングから始められ、再スタート可能な選手がスターティンググリッドに付いたことが確認された段階で「ウォームアップ開始30秒前ボード」が提示される。グリッドへのピットクルーの立ち入りは禁止される。

- ②
- ①第2レースが開催される前に、第1レースの結果が公示されなくてはならない。
 - ②マシンの**セッティング変更、部品・タイヤ交換(タイヤ本数規定に抵触する場合は不可)**を含む修理・給油ができる(耐久を除く)。
 - ③転倒車両を使用する際には車検長の許可を必要とする。
 - ④2レースの周回数は、本来のレース距離を満たす為に必要な周回数とする。(前回のレース結果の周回数に基づく)
 - ⑤グリッドポジションは第1レースの結果に基づく。

7) 赤旗解除後の再レース

競技役員の指示に従うこと。又、レースコントロールより指示・諸注意が出されるので注意すること。

第32条 レース終了

- 1) 各レースに定められた周回数を終了した時点でトップ車両からチェッカーフラッグが振られる。各レースの終了はチェッカーフラッグによりトップ車両がゴールしたのち**5分間**を経過したときである。
- 2) チェッカーフラッグを受けた車両は、**減速と追い越し禁止を厳守しコースを1周**してピットレーンに進入し、競技役員の指示に従うこと。但し、全日本ロードレースAP大会の車両導線については公式通知並びにフリーフィングにて示す。
- 3) チェッカーフラッグが表示された時点でピット出口は閉鎖される。
- 4) トップを走行する車両が、所定の周回数を完了する前にレース終了の合図が出された場合、当該レースはその時点で終了したものとみなされる。何らかの理由によって、レース終了の合図が遅れた場合でも、レースはそれが本来終了する時点で終了したものとみなされる。
- 5) 赤旗提示によるレース終了の場合の順位
レースを続行していたライダー全員が赤旗を提示されずにフルラップを終了した時点の結果とする。その場合ピットレーンではなく、コース上のフィニッシュラインを通過した完走者の中から周回数の多い順に決定される。同一周回数の場合は、フィニッシュラインの通過順位による。その時ライダーはマシンに触れている状態であればならない。

第33条 順位認定

- 1) 規定距離(スタート遅延等でレース距離が短縮された場合はそのレース距離)を最短時間または最長距離で走破した車両が第1位として順位が決定される。
- 2) 写真判定が用いられる場合には勝者の決定は**フロントタイヤの先端**がフィニッシュラインを最初に通過した者とする。
- 3) ピットレーンではなくコース上のフィニッシュラインで、チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同一周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位とする。
- 4) チェッカーを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。同一周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位とする。
- 5) 完走者は「優勝者の周回数の75%(小数点以下切捨て)以上を走行したライダー」
- 6) 得点は2017MFJ国内競技規則第3章競技会「28 公式得点」によって与えられる。(ONE&TWOレースは除く)

第34条 仮表彰

- 1) レース終了後、最大上位6名のライダーに対して仮表彰が行われる。尚、場所については公式通知に示す。
- 2) 仮表彰を拒否したライダーは賞典を受ける権利を放棄したとみなされる。

第35条 レース終了後の車両保管、再車検

- 1) 原則として各クラス上位6台が車両保管場所に一定時間保管される。それらの車両は審査委員会の指示がない限り、正式結果発表までその場で保管される。※出走台数により賞典が制限される場合、その台数分を車両保管する。
- 2) 車両保管場所への出入りは担当の競技役員のみ許される。
- 3) 競技監督の許可がない限り、いかなる者も保管中の車両に手を触れることは禁止される。
- 4) 決勝レース終了後、車検長が指定した車両は再車両検査(分解整備ができる工具等を持参し)を受けるものとし、大会審査委員会、競技監督はさらにレースに参加した他の車両を検査させることができる。尚、**再車検を拒否した場合は最大失格までの罰則が科される。**

第36条 賞典、賞典の制限

賞典の対象者は最大6位までとし、参加台数により制限されるものとする。

第37条 抗議

- 1) 抗議は抗議料を添え、書面にて競技監督に提出するものとする。
 - 抗議料(1項目につき)10,000円
 - ガソリンおよびタイヤに関する抗議料100,000円
- 2) 抗議を行う場合には抗議対象とする箇所または内容を具体的に記載しなければならない。
- 3) 抗議によって必要となった車両の分解に要した費用はその抗議が否決された場合には抗議申請者が、抗議が成立した場合は抗議対象者が支払うものとする。車両の分解などに要した費用は車検長が算定する。その算定内容についての疑義等は一切受け付けられない。
- 4) 車検員または車両検査委員の決定に関する抗議は決定直後に提出しなければならない。
- 5) 公式予選に関する抗議は公式予選暫定結果発表後30分以内になされなければならない。
- 6) レース中の規則違反または過失、不正行為に関する抗議は、決勝レース暫定結果発表後**30分以内**になされなければならない。
- 7) レース結果に関する抗議は決勝レース暫定結果発表後30分以内になされなければならない。
- 8) 競技監督、スタート/フィニッシュ役員、セクション審判員等の競技執行役員の下した判定に対する抗議は出来ない。
- 9) 上記項目以外については2017MFJ国内競技規則第4章36 (抗議)に示す。

第38条 罰則

競技規則による違反行為に対する罰則は、国内競技規則第4章 MFJ 裁定規則35-1大会審査委員(47項)による。罰則は文書で当該者に通知される。

上記罰則に加え、ライダーまたはエンタントによる競技役員並びに大会関係者に対する暴力的な言動及び行動に対して、その軽重により国内競技規則第4章 MFJ 裁定規則に基づき裁量決定される。

第39条 大会役員の責任

参加者、ライダー及びピットクルーは主催者・大会役員・競技役員及び係員が一切の損害賠償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち、大会役員はその職務に最善を尽くすことは勿論であるが、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルーの負傷・死亡及び競技車両の損害に対して主催者・大会役員・競技役員及び係員は一切の補償責任のないことをいう。

第40条 本共通規定の解釈

本共通規則の解釈、及び判断に混乱が生じた場合、FIM国際競技規則、及びMFJ2017国内競技規則書に基づいた大会審査委員会の解釈を最終のものとする。

第41条 その他

本共通規則に示されていない事項はMFJ2017国内競技規則書に基づく。

第42条 本規則の施行

本規則はオートポリスインターナショナルレーシングコースにおける全ての2輪競技会に適用されるものであり2017年1月1日より施行する。

以上